

令和7年度 住民税等のお知らせ 中野区

特別区民税・都民税・森林環境税

税金は納付期限までに納めましょう！

●第1期分 6月末(6/30) ●第2期分 8月末(9/1) ●第3期分 10月末(10/31) ●第4期分 翌年1月末(2/2)

納税困難な方はご相談ください

徴収猶予等のご相談を承りますので、別記「納税が困難な場合について」のとおり窓口等でご相談ください。

住民税等の納付方法について (キャッシュレス決済)

※下記のキャッシュレス決済により納付した場合は、領収証書は発行されません。

納付種別	概要								
1 口座振替 	振替日に預金口座から自動引落として納付する方法です。 ①口座振替依頼書による申込み 口座振替依頼書に記入・押印(金融機関届出印)のうえ、納付書に納付係宛にお送りください。口座振替依頼書は、区ホームページからのダウンロード、または、ご連絡いただければご自宅に郵送いたします(このお知らせに同封している場合もあります)。 ②スマートフォンによる申込み 三菱UFJ銀行ほか一部地方銀行ではスマートフォンを使用して AIRPOST (Web口座振替受付サービス)でもお申し込みできます。 申込締切日と振替開始時期、振替方法等について、詳しくは口座振替依頼書記載の案内または区のホームページをご覧ください。								
2 ATM 	ペイジー納付 ペイジーマーク  が印刷された納付書を使用し、  の表示がある金融機関のATMで、キャッシュカードまたは現金で納付する方法です。								
3 クレジットカード       	①モバイルレジクレジット 専用アプリをダウンロード後、納付書に印刷されたバーコードをスマートフォンのカメラで読み取り、クレジットカードを利用して納付する方法です。アプリは納付書裏面のQRコードから無料でダウンロードできます。納付書1枚あたり30万円以下の場合に利用可能です。 ②ネットdeモバイルレジ 区のホームページから専用サイトにアクセスし、パソコン、スマートフォン、タブレットに納付書に印刷された納付番号等を入力し、納付する方法です。納付書1枚あたり100万円未満の場合に利用可能です。 ①②ともに、利用できるクレジットカードは5種類です。また、クレジットカードで納付する場合は、納付金額のほかに決済手数料がかかります。(決済手数料は中野区の収入になるものではありません) <table border="1" data-bbox="1073 1181 1367 1287"> <thead> <tr> <th>納付金額</th> <th>決済手数料(税込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1円~5,000円</td> <td>27円</td> </tr> <tr> <td>5,001円~10,000円</td> <td>82円</td> </tr> <tr> <td>10,001円~20,000円</td> <td>165円</td> </tr> </tbody> </table> ※以降、10,000円増えるごとに110円(税込)加算	納付金額	決済手数料(税込)	1円~5,000円	27円	5,001円~10,000円	82円	10,001円~20,000円	165円
納付金額	決済手数料(税込)								
1円~5,000円	27円								
5,001円~10,000円	82円								
10,001円~20,000円	165円								
4 インターネットバンキング  	①ペイジー納付 ペイジーマーク  が印刷された納付書を使用し、パソコン、スマートフォン、携帯電話からインターネットバンキングにアクセスして納付する方法です。 ②モバイルレジ 専用アプリをダウンロード後、納付書に印刷されたバーコードをスマートフォンのカメラで読み取り、インターネットバンキングにアクセスし納付する方法です。アプリは納付書裏面のQRコードから無料でダウンロードできます。納付書1枚あたり30万円以下の場合に利用可能です。								
5 スマートフォン決済アプリ        	納付書に印刷されたバーコードをスマートフォンのカメラで読み取り、アプリへチャージした金額から納付する方法です(PayB及び楽天銀行アプリについては、お支払いになる口座にあらかじめ必要な金額を入金してください)。 PayPay、au PAY、d払い、J-Coin Pay、楽天ペイ、FamiPay、PayB、楽天銀行アプリの8種類のアプリで納付可能です。納付書1枚あたり30万円以下(FamiPayは10万円以下)の場合に利用可能です。 ※利用方法について、詳しくは各アプリ事業者のホームページをご覧ください。								

◎中野区ホームページ <https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp>

「住民税の納税」(くらし・手続き/税金/住民税の納税/住民税の納税 から)

◎納付方法に関する問い合わせは 収納係 Tel. 03-3228-8920



納税が困難な場合について

納付期限までに納税が困難な場合には、必ずご相談ください

窓口での相談以外に電話、郵便、電子申請等がご利用できます。

詳しくは、下記の二次元コードから中野区ホームページ「納税相談」の欄をご覧ください。

※納付期限を経過すると延滞金が発生する場合があります。

※納付期限を経過している納付書は、ご使用になれない場合があります。

納税相談のための延長・休日窓口を開設しています (祝日・年末年始を除きます)

延長・休日窓口は事前予約制です。希望日の1週間前までに予約が必要です。

詳しくは、下記の二次元コードから中野区ホームページ「延長窓口・休日窓口」の欄をご覧ください。

なお、納税相談のみの受付です。ご納付はできません。

<開設日時> ●毎週火曜日午後8時まで ●毎月第3日曜日午前9時~午後4時まで

<場所> 区役所2階税務課窓口(11番窓口)

◎中野区ホームページ <https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp>

「住民税の納税」(くらし・手続き/税金/住民税の納税/住民税の納税 から)

◎納税が困難な場合のご相談は 納税係 Tel. 03-3228-8924



課税・納税証明書が必要な方は

取得方法	コンビニ交付	電子申請	窓口申請	郵送申請
申請できる人	区内在住でマイナンバーカードを持っている人	マイナンバーカードを持っている人	・本人(または区内在住で同一世帯の家族) ・代理人(委任状が必要)	本人のみ
申請場所	コンビニエンスストア等のキオスク端末(マルチコピー機)	マイナサインアプリをダウンロードして申請	・区役所戸籍住民課 ・地域事務所	区役所戸籍住民課
交付時間	午前6時半~午後11時(年末年始、保守点検日を除く) ※令和8年1月から、課税証明書のみの交付になります。		月曜日~金曜日:午前8時30分~午後5時【区役所のみ↓】 ・毎週火曜日:午後8時まで(祝日・年末年始を除く) ・毎週日曜日:午前9時~午後4時(原則毎週。ただし年末年始、システム保守の場合などを除く)	
発行手数料	1通につき 200円		1通につき 300円	

※他に、電話予約による区役所「夜間休日窓口」での受け取りがあります。

それぞれの申請に必要な書類や詳しい手続き方法などは、下記によりご確認ください。

◎中野区ホームページ <https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp>

「特別区民税・都民税の課税証明書・納税証明書」(くらし・手続き/税金/申請書ダウンロード/税金 から)

◎税証明の申請に関する問い合わせは 戸籍住民課コールセンター Tel. 03-3228-5506



令和7年度からの税制改正の主な内容

令和7年度分の定額減税

本人の令和6年中の合計所得金額が1,000万円を超え1,805万円以下であり、かつ本人と生計を一にする配偶者(国外居住者を除く。)の同年中の合計所得金額が48万円以下の場合に、特別区民税・都民税の所得割額から1万円を控除します。

住宅ローン控除に関する改正

(1) 19歳未満の扶養親族を有する者または本人と配偶者のいずれかが40歳未満の者(以下「子育て世帯等」といいます。)が、令和6年に入居する場合の住宅ローン控除の借入限度額は、下表のとおりです。

住宅ローン控除に係る借入限度額(令和6年入居の場合)

	新築・買取再販住宅	子育て世帯等	それ以外
認定長期優良住宅、認定低炭素住宅		5,000万円	4,500万円
ZEH水準省エネ住宅		4,500万円	3,500万円
省エネ基準適合住宅		4,000万円	3,000万円

(2) 令和6年1月以降に建築確認を受けた新築住宅のうち、省エネ基準に適合しない住宅は、原則として、住宅ローン控除の適用を受けられません。

◎税制改正に関する問い合わせは 課税係 Tel. 03-3228-8913, 03-3228-8917

特別区民税・都民税・森林環境税 税額変更・納税（税額決定）通知書兼 公的年金特別徴収決定（中止）通知書の見方

お問い合わせの際に、お尋ねします。

164-8501
東京都中野区中野4丁目
8番1号

税 納 太 郎 様



(区使用分)



通知書番号 50-431-58090
問合せ番号 1000000

決定又は変更理由

新規課税(確定申告)を行いました。
普通徴収月割額については、納付書でお納めください。
公的年金特別徴収月割額については、下記の公的年金から特別徴収します。

所得及び所得控除

区 分	変更前の額	変更後の額
給 与 取 入	4,564,000	4,564,000
公 的 年 金 取 入	1,940,988	1,940,988
営 業 等	4,564,000	4,564,000
給 付 金	3,111,200	3,111,200
公 的 年 金	840,988	840,988
所得		
総 所 得 金 額	8,516,188	8,516,188
上 場 株 式 等 配 当 等	861,280	861,280
所得		
合 計 所 得 金 額	9,377,468	9,377,468
繰 越 損 失		
課 税 所 得 金 額	9,377,468	9,377,468
医 療 費 控 除	135,331	135,331
社 会 保 険 料 控 除	786,400	786,400
社 会 保 険 料 控 除	35,000	35,000
配 偶 者 控 除	220,000	220,000
基 礎 控 除	430,000	430,000
所得控除合計	1,606,731	1,606,731

課税計算の基
となった所得
の種類と金額
を表示してい
ます。

分離課税所
得がある方
で特別控
除後の金額
を表示して
います。
○損益通算を
している所
得がある場
合は損益通
算前の金額
を表示して
います。

所得控除の内容を
表示しています。

普通徴収税額
を各期に分割
した金額を表
示しています。

納期限未到来の分については、
「変更後の額」・「納付済額」に
応じた新しい納付書を送付します。
同じ納期限の古い納付書は使用し
ないでください。

課税標準額及び税額

区 分	変更前の額	変更後の額
課 税 所 得	6,903,000	6,903,000
上 場 株 式 等 配 当 等	861,000	861,000
所得		
総 所 得	414,540	414,540
都 民 税	276,360	276,360
区 民 税	25,830	25,830
都 民 税	17,220	17,220
所得		
調 整 区 民 税	1,500	1,500
控 除 額	1,000	1,000
寄 附 金	37,224	37,224
控 除 額	24,829	24,829
配 当 課 税 額	25,838	25,838
控 除 額	17,226	17,226
定 額 減 税	18,000	18,000
都 民 税	12,000	12,000
区 民 税	357,700	357,700
所得		
都 民 税	238,500	238,500
区 民 税	3,000	3,000
均 等 割 額	1,000	1,000
減 免 額	0	0
都 民 税	0	0
都 民 税	0	0
森 林 環 境 税	1,000	1,000
車 税	601,200	601,200
配 当 課 税 額	0	0

普通徴収月割額

期 別	納 限 期	変更前の額	変更後の額
1期	R7.6.30	0	132,100
2期	R7.9.1	0	130,000
3期	R7.10.31	0	130,000
4期	R8.2.2	0	130,000
5期	R8.3.31	0	130,000
合計額		0	522,100

公的年金特別徴収月割額

区 分	変更前の額	変更後の額	納 付 済 額
4月	0	16,400	0
6月	0	15,900	0
8月	0	15,900	0
10月	0	15,900	0
12月	0	15,900	0
2月	0	15,900	0
合計額	0	95,900	0

口座振替による納付の場合

機 関 名	口座番号	口座振替
金融機関名	口座番号	振替方法

個人情報保護法に基づき、口座番号の一部を*で表示しています

令和7年度
特別区民税・都民税・森林環境税 納税（税額決定）
通知書兼公的年金特別徴収決定（中止）通知書
(RESIDENT)
あなたの税額
第321条の7の5
令和7年6月
中

税額の変更
税額変更
納税（税額決定）
通知書兼公的年金特別徴収決定（中止）通知書
(RESIDENT)
あなたの税額
第321条の7の5
令和7年6月
中

税額の計算欄です。課税標準額に所得の種類に応じた税率を乗じて、特別区民税・都民税を求めます。(総合課税の所得の税率は、区民税6%、都民税4%)

この処分(この通知書の記載内容)に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に中野区長に対して審査請求をすることができます。
この処分(この通知書の記載内容)に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に中野区を被告として提起することができます。(訴訟において中野区を代表する者は中野区長となります。)
なお、この処分(この通知書の記載内容)に不服がある場合は、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされています。
この処分(この通知書の記載内容)に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に中野区を被告として提起することができます。また、公的年金から特別徴収が中止された場合には、普通徴収の方法によって徴収します。

扶養親族の区分と人数
並びに本人該当の控除
内容を表示しています。

お問い合わせ先
課税内容について 03-3228-8913・8917 (課税係)
未納の住民税について 03-3228-8924 (納税係)
口座振替について 03-3228-8920 (収納係)

翌年度(令和8年度)の住民税に対する
仮徴収税額
を表示しています。

ふるさと納税等の
寄附による税額控除
額を表示しています。

公的年金より徴収される翌年度の仮徴収税額

徴収月

徴収月	変更前	変更後
4月	0	16,000
6月	0	16,000
8月	0	16,000

公的年金からの特別徴収
税額がある方は、各徴収月
の特別徴収
税額を表示
しています。

口座振替の申し込みがある
方は、金融機関名等を表示
しています。

特別区民税・都民税・森林環境税 <計算・税率・控除>

■税額の計算

(1) 年税額=特別区民税額(均等割+所得割)+都民税額(均等割+所得割)+森林環境税
※ 特別区民税額および都民税額それぞれ100円未満切捨

(2) 均等割額
特別区民税 3,000円 都民税 1,000円(令和6年度から)
つぎに該当する方は特別区民税のみ軽減があります。

- ① 均等割を納付する義務がある同一生計配偶者又は扶養親族 1,500円軽減
 - ② 上記の者を二人以上有する者 1,000円軽減
- 均等割額が発生した方は森林環境税(1,000円)が別途課税されます。

(3) 所得割額
① 収入-必要経費=所得
※ 給与収入、公的年金等収入の場合は、収入から一定の方法によって控除された金額

- ② 所得の合計額-所得控除の合計額=課税標準額(1,000円未満切捨)
- ③ 課税標準額×特別区民税の税率(6%)=特別区民税の算出所得割額
- ④ 課税標準額×都民税の税率(4%)=都民税の算出所得割額

特別区民税の算出所得割額-税額控除額=特別区民税の所得割額
都民税の算出所得割額-税額控除額=都民税の所得割額
※ 分離課税所得および繰越損失の計算方法については、お問い合わせください。

■合計所得金額と総所得金額等

(1) 合計所得金額
純損失・雑損失等の繰越控除前の総所得金額、短期譲渡所得金額(特別控除前)、長期譲渡所得金額(特別控除前)、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る配当所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額(特別控除後)および退職所得金額の合計額

※ 合計所得金額は、障害者・未成年者・寡婦・ひとり親の非課税判定、均等割の非課税判定、扶養控除、基礎控除、調整控除の判定の基準になります。

(2) 総所得金額等
合計所得金額から純損失や雑損失等の繰越控除を適用した後の金額

※ 総所得金額等は、所得割の非課税判定、雑損控除、医療費控除、寄附金税額控除の算出基準になります。

■所得金額調整控除

令和3年度の住民税から、課税標準の計算上損益通算前の給与と所得の金額から次の所得金額調整控除額を控除します。

(1) 給与収入が850万円を超え、次の要件のいずれかを満たす場合

- ① 本人が特別障害者に該当する場合
- ② 年齢23歳未満の扶養親族を有する場合
- ③ 特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する場合

控除額 (給与収入[上限1,000万円]-850万円)×10%

(2) 給与所得と公的年金等に係る雑所得を有する場合で、給与所得と公的年金等に係る雑所得の合計額が10万円を超える場合

控除額 給与所得(上限10万円)+公的年金に係る雑所得(上限10万円)-10万円

■所得控除の内訳

所得控除の種類	控除額
雑損控除 (①②いずれか多い方の金額)	①(損失額-保険金等の補てん額)-(総所得金額等の金額×10%) ②災害関連支出の金額-5万円
医療費控除 (①②いずれか一方のみ適用可)	①従来の医療費控除(医療費支払額-保険金等の補てん額)-(10万円又は総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(上限200万円) ②セルフメディケーション税制(スイッチOTC医薬品等購入費-保険金等の補てん額)-12,000円(上限88,000円)
社会保険料控除	支払った金額
小規模企業共済等掛金控除	支払った金額
生命保険料控除 (生命保険・個人年金保険で新・旧契約両方がある場合は計算上有利な方を適用)	新生命保険料 28,000円まで 旧生命保険料 35,000円まで 介護医療保険料 28,000円まで 新個人年金保険料 28,000円まで 旧個人年金保険料 35,000円まで 上記保険料の組合せがある場合 70,000円まで
地震保険料控除	地震保険料のみ 25,000円まで 旧長期損害保険料のみ 10,000円まで 地震保険料と旧長期損害保険料がある場合 25,000円まで

所得控除の種類	控除額
特別障害者	300,000円
障害者控除	530,000円
同居特別障害者	260,000円
その他障害者	260,000円
寡婦控除	260,000円
ひとり親控除	300,000円
勤労学生控除	260,000円
配偶者控除	330,000円まで
老	380,000円まで
一般	380,000円まで
配偶者特別控除	330,000円まで
16歳未満	0円
一般	330,000円
16歳~19歳未満	330,000円
23歳~70歳未満	450,000円
特定	380,000円
19歳~23歳未満	450,000円
老人	380,000円
70歳以上	450,000円
同居老親等	430,000円
合計	2,400万円以下
基礎控除	2,400万円超~2,450万円以下
所得金額	2,450万円超~2,500万円以下
所得金額	2,500万円超
所得金額	0円

■税額控除

(1) 調整控除
平成19年度から実施された税源移譲に伴い生じる住民税と所得税の人的控除額の差による負担増を調整するため、一定の金額を控除します。

令和3年度から合計所得金額が2,500万円を超える者は調整控除の適用の対象外となります。

- ① 合計課税所得金額が200万円以下の場合
次の(ア)(イ)のいずれか小さい金額の5%(特別区民税3%、都民税2%)に相当する額
(ア) 人的控除額の差の合計額
(イ) 合計課税所得金額
- ② 合計課税所得金額が200万円を超える場合
次の(ア)(イ)のいずれか大きい金額の5%(特別区民税3%、都民税2%)に相当する額
(ア) 人的控除額の差の合計額-(合計課税所得金額-200万円)
(イ) 5万円
※ 合計課税所得金額は、課税総所得金額、課税山林所得金額および課税退職所得金額の合計額をいいます。
- ③ 住民税と所得税の人的控除の差額

控除の種類	差額	控除の種類	差額
特別	10万	勤労学生控除	1万
障害者控除	22万	一般	5万
同居特別	22万	特定	18万
その他	1万	扶養控除	10万
寡婦控除	1万	老人	10万
ひとり親控除	1万	同居老親等	13万
父である者	1万	基礎控除(適用の場合)	5万
母である者	5万		

※ 配偶者控除、配偶者特別控除の人的控除の差額についてはお問い合わせください。

(2) 所得割の調整
所得割の納税義務者が所得割非課税標準の金額を若干上回る所得を有する場合に、税額を除いた所得金額が非課税標準の金額を下回ることをないよう税額を調整します。

(3) 配当控除
株式などの配当所得がある場合、課税総所得金額等に占める配当所得の区分により、配当所得に一定の率を乗じた金額を控除します。

分離課税の上場株式等に係る配当所得等を選択した場合や外国法人からの配当等については、適用されません。

(4) 住宅借入金等特別税額控除
平成27年から令和6年までに住宅を新築等した方で、所得税の住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)の適用があり、所得税の額から住宅借入金等特別税額控除が引ききれなかった場合、一定の方法によって計算された金額を控除します。

(5) 寄附金税額控除
都道府県・市町村又は特別区、東京都共同募金会・日本赤十字社東京都支部、東京都や中野区の条例で指定された団体に対する寄附金の場合は、その金額のうち総所得金額等の30%を限度として、2千円を超える金額に一定の率を乗じた金額を控除します。

上記寄附金額のうち、ふるさと納税対象団体に対する寄附金の場合は、住民税所得割の概ね2割を上限とし、2千円を超える金額に一定の率を乗じた金額を加算して控除します。

(6) 外国税額控除
外国で得た所得について、その国の所得税などを納めている場合は、一定の方法によって計算された金額を控除します。

(7) 配当割額および株式等譲渡所得割額の控除
一定の上場株式等の配当等および源泉徴収を選択した特定口座内での上場株式等の譲渡益から特別徴収された住民税額を、特別区民税・都民税所得割額からそれぞれ控除します。

控除しきれない額は、今年度の住民税に充当し、又は森林環境税に委託納付します。充当又は委託納付した額は納付済額欄に記載されます。

充当又は委託納付しきれない額は、未納の徴収金への充当又は還付の対象となります。

※ 過去の年度の課税計算方法についてはお問い合わせください。

※ 所得控除等の詳しい説明は右記の二次元コードからご確認ください。

中野区公式HP
[所得控除と住宅ローン控除、寄附金税額控除]

